

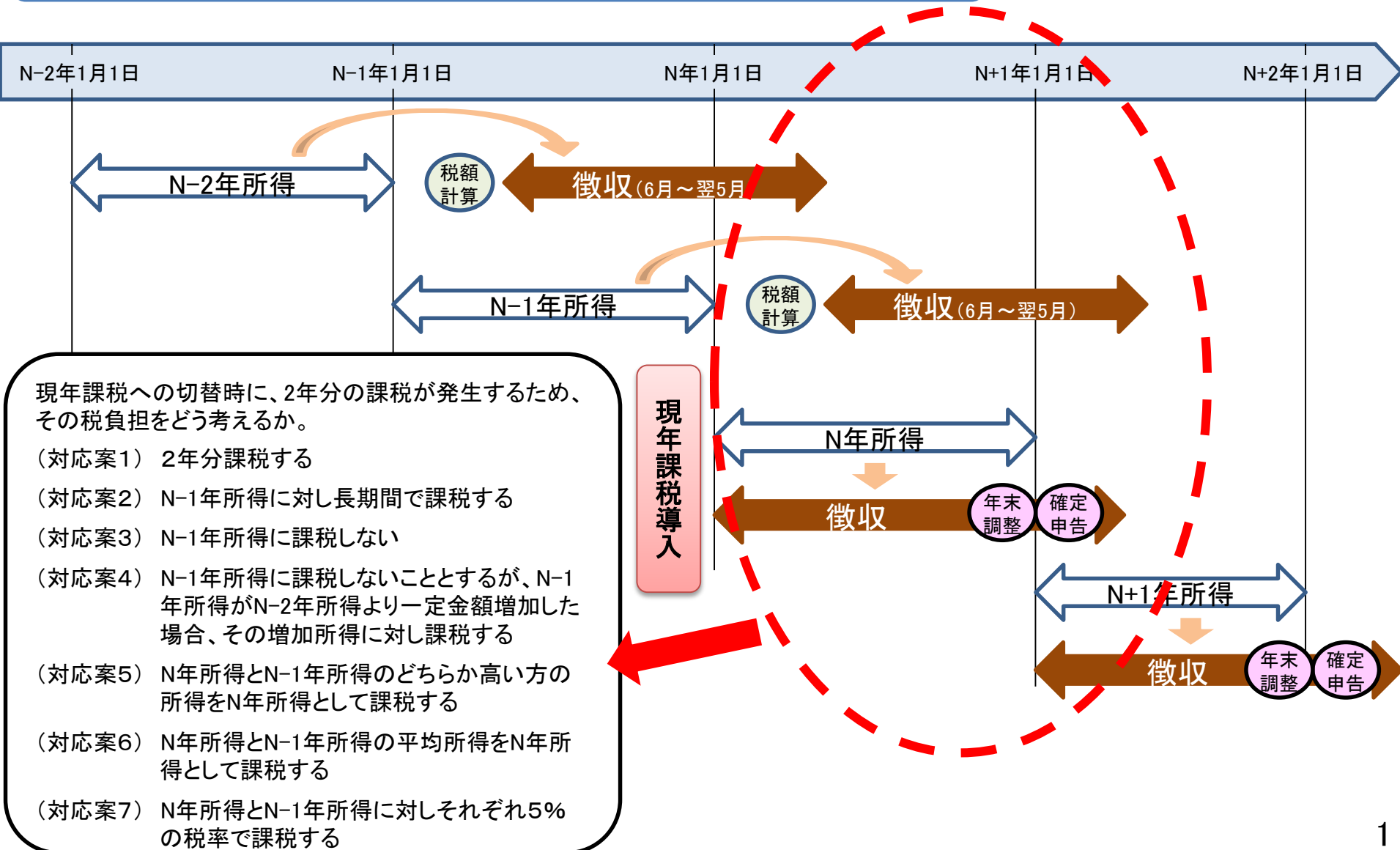
現年課税化に係る切り替え年度について (令和4年度検討会における議論)

切替年度の税負担のあり方(1/2)

令和4年9月27日
令和4年度第2回検討会資料

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



切替年度の税負担のあり方(2/2)

令和4年9月27日
令和4年度第2回検討会資料

- N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N-1年分所得に係る個人住民税を非課税とすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

(例)

	N-1年	N年	N+1年
A 年齢21歳 独身	年収 100万円 個人住民税 0万円	年収 300万円 個人住民税 0万円 11.65万円 N-1年分 N年分	年収 300万円 個人住民税 11.65万円
B 年齢28歳 夫婦子1人	年収 400万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 14万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
C 年齢30歳 独身	年収 2,000万円 個人住民税 14万円	年収 400万円 個人住民税 146.45万円 14万円 N-1年分 N年分	年収 400万円 個人住民税 14万円
D 年齢55歳 夫婦	年収 2,000万円 個人住民税 146.65万円	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円 146.65万円 N-1年分 N年分	年収 2,000万円 個人住民税 146.45万円
E 年齢64歳 夫婦	年収 150万円 個人住民税 61.45万円	年収 150万円 個人住民税 0万円 0円 N-1年分 N年分	年収 150万円 個人住民税 0万円

N-2年分に退職(その年の所得が1,000万円の場合)

N-1年分 N年分

切替年度の税負担に係る各対応案の検討

令和4年9月27日
令和4年度第2回検討会資料

	内容	留意点
対応案1	2年分課税する	●年間の税負担が大幅に増えるため、納税者の理解が得られるか。
対応案2	N-1年所得に対し複数年かけて課税する	●年間の税負担が増えるため、納税者の理解が得られるか。 ●定年退職した場合など、収入が大きく減少した後も長期間課税されることになる。
対応案3	N-1年所得に課税しない	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●資産性所得など年度間変動が大きい所得について、現年課税導入の時期により納税者間で不公平が生じる。 ●所得の発生年度を調整することが可能な所得については、課税されない年度に所得を発生させることが可能となり、経済活動に影響を与える可能性がある。
対応案4	N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。
対応案5	N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案6	N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、課税されない所得がない)、世代間の不公平が生じる。 ●N年所得とN-1年所得の調整が必要となり、事務が煩雑となる。 (N年所得に係る年末調整時や確定申告時又はN年所得確定後に市町村が調整する必要)
対応案7	N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する	●1年分の税収が減ることになる。 ●現年課税導入を迎える年齢により、軽減される税額に差が生じ(退職後に現年課税導入を迎える場合は、軽減される税額がない)、世代間の不公平が生じる。 ●特別徴収義務者において、N年所得に対する源泉徴収とN-1年所得に対する特別徴収が発生し、事務が煩雑となる。

■ 昭和22年所得税改正時(所得税完全現年課税化)の例

(1) 昭和22年以前の課税方式

- ① 賦課課税(前年所得課税)・・・不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得
- ② 源泉課税(現年所得課税)・・・勤労所得、配当利子所得、退職所得

(2) 昭和22年改正

所得税においては、賦課課税方式(前年所得課税)をとっていた所得についても、昭和22年改正により、申告納税方式にするとともに、現年所得課税方式に移行。

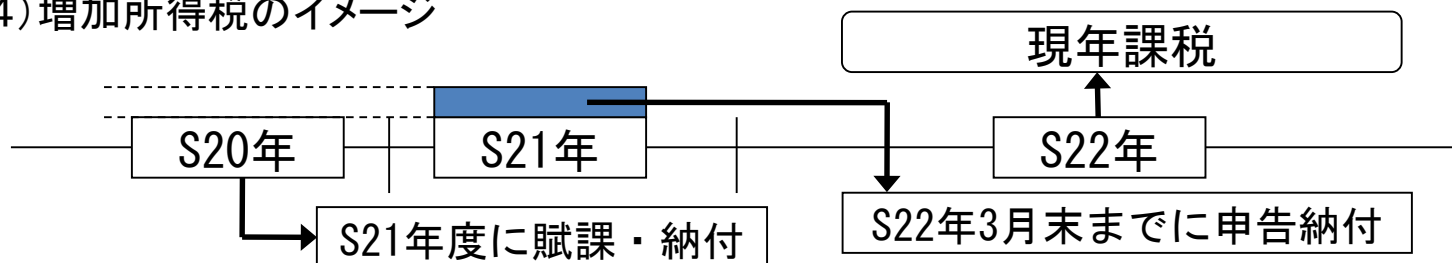
※ 制度移行時における課税関係

- ・昭和21年＝前年所得課税方式 ⇒ 昭和20年中の所得に対して課税
- ・昭和22年＝現年所得課税方式 ⇒ 昭和22年中の所得に対して課税

(3) 増加所得税の創設

昭和21年中の所得については、増加所得税(昭和21年中における所得と前年の所得とを比較して、一定金額(当時の金額で3000円)以上の金額で増加した者に対し、その増加所得を対象として一年限り課税する仕組み)を創設

(4) 増加所得税のイメージ



令和4年度 個人住民税検討会報告書(抜粋)

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

<切替年度の税負担のあり方>

N年分所得から現年課税を導入した場合、N年度に課税される個人住民税のうち、N－1年分所得に係る個人住民税を課さないこととすると、課税されないこととなる個人住民税の税額は、個人の所得の状況によって異なる。

例えば、給与所得者の様に毎年概ね同額の所得を得ている者においては、N－1年分の所得に対して課税を行わないこととしても生涯負担すべき税負担については大きな変化は生じないが、N－1年に退職して、N年から年金受給者となるような場合にN－1年分の所得に対して課税を行わないこととなると、本来負担すべきであった税負担を回避することができることとなる。この様に世代間の税負担について不公平が生じることをどのように考えるべきか。

また、株式や土地の譲渡所得等の納税者の意思によって所得の発生時期を調整することができるものを有する者については、N－1年分の所得が課税されないことが分かった時点で、多くの納税者がN－1年時点に保有している株式や土地等を譲渡して、課税を免れようとすることが予想される。この点については、税負担の公平性確保の観点からだけでなく、経済活動へ与える影響についてどのように考えるべきか。

2 本検討会における議論

本検討会では、各委員から以下のような意見があった。

(切替年度の税負担のあり方)

- ・ 現年課税化を行うと2年分の課税が発生することが前提とされているが、税法上は1年分の所得に対して課税することとなっており、切替年に1年間だけ課税しなければよいのではないかと。仮に2年分課税することとした場合、地方団体においても、切替年度の税収が過大となり地方交付税との関係など様々な問題があるのではないかと。
- ・ 現年課税化した際の2年分の所得への課税については、生涯の租税負担を考えた場合に、課税ベースとならない所得が1年間分存在することとなり、特定の世代や特定の者に恩恵があることに理解が得られるかどうかということが課題なのではないかと。
- ・ 特に、譲渡所得のように所得の発生時期を操作することができる変動所得への課税をどうするのかという点については、大きな課題として残るのではないかと。